

介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第19号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護医療院の施設及び設備の基準)

第2条 条例第4条第1項に規定する施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 談話室 入所者が他の入所者又はその家族との談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
 - イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア レクリエーションを行うために十分な広さを有すること。
 - イ レクリエーションを行うために必要な設備を設けること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとする。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとする。

第3条 条例第5条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられている施設（第13条第2項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。第13条第2項において同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第31条に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第5条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能な構造であること。

第4条 前2条に定めるもののほか、介護医療院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備の基準については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条第1項第1号（放射線に関する構造設備に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同号中「診療」とあるのは、「診察」と読み替えるものとする。
- (2) 放射線に関する構造設備の基準については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16

、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

- (3) 階段に手すりを設けること。
- (4) 廊下が次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (5) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 条例第6条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法
 - ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第6条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

（入所者に負担させることが適当と認められる費用）

第6条 条例第13条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき特定入所者介護サービス費が入所者に代わり介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第13条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

（計画担当介護支援専門員が意見を求める場合）

第7条 条例第16条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（入浴又は清拭^{しき}）

第8条 条例第20条第2項の規定による入浴又は清拭は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第9条 条例第27条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。第3号において同じ。）に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（条例第11条第3項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画（条例第11条第6項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を確保すること。
- (4) 条例第37条第2項の苦情の内容等を記録すること。
- (5) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第40条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（介護医療院の運営についての重要事項）

第10条 条例第28条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護医療院の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（省令第3条第2号に規定するⅠ型療養床に係る入所定員の数、同条第3号に規定するⅡ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 介護医療院の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院の運営に関する重要事項

（感染症の予防等のための措置）

第11条 条例第32条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

2 条例第32条第3項の規則で定める基準については、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第12条 条例第41条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第11条第4項に規定する検討の内容等の記録
- (3) 条例第12条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第37条第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 省令第40条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(ユニット型介護医療院の施設及び設備の基準)

第13条 条例第44条第1項第2号の浴室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。

2 条例第44条第5項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第53条において準用する条例第31条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第53条において準用する条例第31条に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

3 条例第44条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能な構造であること。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 階段に手すりを設けること。

(2) 廊下が次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅を1.8メートル(中廊下の幅にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下の幅にあつては、1.8メートル)以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(3) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(入居者に負担させることが適当と認められる費用)

第14条 条例第45条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき特定入所者介護サービス費が入居者に代わりユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理容又は美容に係る費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第45条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(ユニット型介護医療院の運営についての重要事項)

第15条 条例第50条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ユニット型介護医療院の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（省令第3条第2号に規定するI型療養床に係る入居定員の数、同条第3号に規定するII型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニット（条例第42条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）の数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット型介護医療院の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ユニット型介護医療院の運営に関する重要事項
(準用)

第16条 第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第9条第4号及び第12条第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する条例第37条第2項」と、第9条第5号及び第12条第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する省令第40条第3項」と、同条第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する条例第11条第4項」と、同条第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する条例第12条第2項」と、同条第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同条第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規則で定める病床は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める病床とする。
 - (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床又は一般病床
 - (2) 診療所 医療法第7条第2項に規定する療養病床又は一般病床
- 3 条例附則第2項に規定する療養病床等を有する病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者が、当該病院等の同項に規定する療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅は、第4条第4号ア及び第13条第4項第2号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。
- 4 条例附則第4項に規定する介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅は、第4条第4号ア及び第13条第4項第2号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。